

事務連絡  
令和5年10月3日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療法における広告規制に係る相談・指導件数等の調査について（依頼）

平素から医療行政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法における医療広告規制については、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関するQ&Aについて」等をお示しし、また、平成29年医療法改正によりウェブサイトも広告規制の対象となったことから、「ネットパトロール」による監視体制を構築することにより、ウェブサイト等の記載を適正化する取組を行っているところです。

今般、令和4年度における貴管内医療機関に係る医療広告の記載内容、インフォームド・コンセントに関連する相談・指導件数等や、これらに関する貴自治体における取組について別紙様式のとおり調査を実施いたします。

つきましては、別紙様式により令和5年10月25日（水）までに以下の調査結果提出先のE-mailアドレス宛にメールで回答をお願いします。

回答内容等について、ご担当の方に直接問い合わせさせていただく場合がございますのでご了承下さい。

なお、調査結果については、フィードバックを行う予定です。

(調査の内容に関する照会先)

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 (原、小松)

〒100-8361 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

TEL:070-3892-7246 / E-mail: iryo.website@tohmatu.co.jp

(調査結果提出先・提出方法に関する照会先)

株式会社リサーチワークス

〒104-0041 東京都中央区新富 1-14-3 STUDIO 南八丁堀 1F

TEL: 03-5542-0460 / E-mail: iryo@researchworks.co.jp

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

※厚生労働省委託事業「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受託者であるデロイト  
トーマツ コンサルティング合同会社から株式会社リサーチワークスへ再委託

## 記載要領

### I. (1) 医療広告について、(2) インフォームド・コンセントについて

(1) 医療広告については、医療法に基づく広告規制の対象となる広告とする。(2) インフォームド・コンセントについては、治療内容(有効性及び安全性、施術回数・期間等)や費用等に関する患者への説明と同意の取得に関連すると考えられるものとする。

### II. 「1 消費者や患者等からの相談・苦情件数」とは

貴自治体内に設置されている医療安全支援センターや保健所担当窓口等に消費者や患者等から令和4年度に寄せられた医療広告及びインフォームド・コンセントのそれぞれに関する相談・苦情件数とする。(医療広告の相談・苦情件数については、ネットパトロール事業者からの情報提供件数を含む。)

また、同一内容の相談・苦情について、重複しない件数とする。

内訳のSNSについては、Twitter、Instagram、Facebook等の件数とし、動画については、YouTube、TikTok、ニコニコ動画等の件数とする。

### III. 「1-1 医療法等違反のおそれがあるものとして法に基づかない行政指導を実施した件数」とは

「1 消費者や患者等からの相談・苦情件数」のうち、医療法等の広告規制に抵触するおそれがあるものとして、医療法6条の8に基づかない行政指導を要した件数を記載する。

なお、法に基づかない行政指導とは、通知文書による注意喚起や電話による口頭指導等を指す。

### IV. 「1-2 法に基づかない行政指導を実施した結果、改善が認められず、法に基づく措置を行った件数」

「1-2-1 【A】医療法第6条の8第1項に基づく報告命令を実施した件数」

「1-2-2 【B】医療法第6条の8第1項に基づく立入検査を実施した件数」

「1-2-3 【C】医療法第6条の8第2項に基づく中止・是正命令を実施した件数」とは

「1 消費者や患者等からの相談・苦情件数」のうち、医療法等の広告規制に抵触するおそれがあるものとして、法に基づかない行政指導を実施した結果、改善が認められず、法に基づく措置を実施した件数をそれぞれ記載する。

なお、「1-2 法に基づかない行政指導を実施した結果、改善が認めら

れず、法に基づく措置を行った件数」には、【A】 【B】 【C】の延べ数ではなく、重複しない件数を記載する。

#### V. (3) 医療広告に係る体制について

業務従事者数については、異動等を含む延べ人数として計上しないこと。

(例) 4月はA氏・B氏が従事し、5月はA氏・C氏が従事した場合、3名、4名ではなく2名とする。

#### VI. 「兼任の実員換算業務従事者数 (本庁、支庁(都道府県の保健所等を含む)等に所属する従事者数の合計(各人の勤務実態を踏まえた実員換算人数))」とは

貴管内において医療広告に係る業務を推進する上で、他の業務と兼務しながら従事している者について、「他業務を含む合計業務時間のうち、医療広告に係る業務時間が占める割合」を記載する。兼任者が複数の場合は、それぞれの値の和を記載する。

例えば、「週2日は医療広告に係る業務、週3日は他業務に従事する者が1名、週1日は医療広告に係る業務、週4日は他業務に従事する者が2名」の場合、以下のようなになる。

(例)  $(2 \text{日} \div 5 \text{日} \times 1 \text{名}) + (1 \text{日} \div 5 \text{日} \times 2 \text{名}) = 0.8 \text{名}$

#### VII. 各項目について、記載が困難な場合(記録が残されていない等)は「-」とし、0件の場合には「0」と記載すること。